

京都市深草南部土地区画整理組合の定款の変更を、土地区画整理法第39条第1項の規定により認可しましたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年2月16日

京都市長 榊本 頼兼

1 組 合 の 名 称

京都市深草南部土地区画整理組合

2 組 合 の 所 在 地

京都市伏見区桃山福島太夫西町5番地

3 施 行 地 区

京都市伏見区深草大亀谷六躰町及び同区深草大亀谷万帖敷町の各一部

4 施 行 事 業 期 間

平成13年7月11日から平成19年3月31日まで

5 設 立 認 可 の 年 月 日

平成13年7月11日

6 定款の変更の箇所及び内容

(1) 変更箇所 事務所の所在地

(2) 変更内容 京都市右京区嵯峨亀山町13番地8に変更

7 変 更 認 可 の 年 月 日

平成19年2月13日

(建設局都市整備部区画整理課)